

【身体障害者福祉法施行規則】

第13条の2 法第19条第1項の規定により更生医療の給付を申請しようとする身体障害者は、別表第6号により更生医療給付申請書を、市町村に提出しなければならない。

2 市町村は、前項の規定により更生医療給付申請書の提出があったときは速やかに更生医療を給付するかどうかを決定し、給付することを決定したときは、別表第8号による更生医療券を申請者に交付しなければならない。ただし、当該申請のうち、法第19条の2第1項の規定により地方厚生局長又は都道府県知事が指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うことが困難であると認めるものについては、これに要する費用を支給することができる。

3 前項の更生医療券には、法第38条第1項の規定により支払を命ずる額及びその支払期限を記載しなければならない。

4 第3項の更生医療券の交付を受けた身体障害者は、医療を受けるに当たっては、更生医療券を指定医療機関に提出しなければならない。

(4) 更生医療の判定および給付開始時期

ア 身体障害者更生相談所における判定

申請者についての判定は医学的、心理学的および職能的判定により行うが、特に、医学的判定は更生医療の要否については勿論であるが、医療を実施する部位、具体的な治療方針、治療を要する期間、入院や通院の回数等を含めた医療の具体的な見通し、治療によって軽減される障害の程度などが含まれる。また、医療の具体的方針の変更や治療期間の延長についての判定もある。さらに、給付に要する費用の概算額の算定も行う。以上の判定内容を身体障害者福祉法施行規則第1条の8に示された様式に基づいて判定書および付属書類を作成する。

イ 判定の形式

原則的には来所による判定を行うが、巡回相談の場を利用した判定でも差支えない。また、申請者が来所、または巡回相談の場に出向くことが困難な場合には、指定医療機関の医師が作成した更生医療給付意見書等をもとにした文書判定を行うこともできる。

更生医療給付意見書は判定に必要な記載項目を網羅した様式を各自治体で作成し使用している（図1-4）。文書判定に際しては、意見書の内容を十分検討し、疑問点や記載漏れあれば記載した医師に問い合せて判定する。

ウ 給付の開始時期

更生医療の給付は、身体障害者更生相談所の事前判定に基づいて決定されるのが原則である。即ち、指定医療機関は、申請者の提出した医療券が有効であることを確かめてから治療を開始しなければならない。

更生医療の給付は、身体障害者手帳の所持を条件とするものであるから、身体障害者手帳の交付前には認められない。更生医療の申請と身体障害者手帳の申請とが同時に行われても差し支えないが、身体障害者手帳が申請日前に遡及して交付されることは有り得ない。

エ 他法との関係

(7) 老人保健法との関係：老人保健法の対象者については、老人保健法による医療扶助がなされるが、外来や入院費の一部負担および入院食事療養費等の直接負担する部分が更生医療の給付の対象になる。

(4) 生活保護法との関係：原則的には更生医療が優先されるが、例外的に医療扶助の併給者に対する人工透析については、生活保護法が適用される。

(5) 更生医療の対象例

更生医療の内容としては、手術の他に、理学療法、薬物療法、補装具療法、訪問看護、

更生医療給付意見書（一般）

区分	新規・内容変更・期間延長		
氏名	市町村名		
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日（ 歳）		
原傷病名			障害等級
障害名			級
障害現症 及 び 治療経過	数値等を用い、具体的に記入すること。		
既手術 年月日	昭和・平成 年 月 日（手術名） 昭和・平成 年 月 日（手術名）		
医療の具 体的方針	区分	1. 手術 2. リハビリ 3. 訪問看護 4. 治療材料 5. 施術	名称 及 び 治療内容 治療材料は裏面に詳細に記入すること
			対象部位 右・左・両
	訪問看護ステーション名		
治療開始 予定日 及び期間	入院	平成 年 月 日開始予定・ [手術/平成 年 月 日予定]	カ月間
	通院	平成 年 月 日開始予定	カ月間（月 回）
	訪問看護	平成 年 月 日開始予定・	カ月間（月 回）
回復見込み・程度	現在の自覚症状・他覚症状の改善状況		
医療費 概算額	合計	手術費 処置・検査・注射・投薬費 入院・食事療養費 訪問看護 その他（ ）	万円 万円 万円 万円 万円
上記の治療を要する。			
記載年月日 指定医療機関名 指定医師名			

治療材料名		1. 股装具 2. 膝装具 3. 短下肢装具 4. 肩装具 5. 肘装具 6. 手背屈装具 7. その他 ()
形式		1. 両支柱 2. 硬性支柱付き 3. 硬性支柱なし 4. その他 ()
具 体 的 な 製 作 処 方	採型採寸区分	障害の状態等により、採寸によりがたい場合に限り採型とすること。 1. 採型 () 2. 採寸 ()
	継部位	複数ある場合は、複数選択すること。 1. 股 2. 膝 3. 足 4. 肩 5. 肘 6. 手 7. 腰 8. その他 ()
	手種類	2種類の継手を使用する場合は、2種類選択すること。可撓式にはプラスチック継手、鋼線支柱等が含まれる。固定継手は一本棒状の金属支柱の固定継手である。 1. 遊動(含む可撓式)
	上下肢装具支持部	部位 1. 大腿 2. 下腿 3. 足部 4. 上腕 5. 前腕 6. 手部背側(パッド) 7. 手掌(パッド) 8. 仙腸 9. その他 ()
	種類	1. 半月 2. カフバンド 3. 大腿コルセット 4. 下肢コルセット 5. 熱硬化性樹脂モールド(座骨支持あり) 6. 熱硬化性樹脂モールド(座骨支持なし) 7. 熱可塑性樹脂モールド(PTB支持等あり) 8. 熱可塑性樹脂モールド(PTB支持等なし) 9. 皮革(大) 10. 皮革(小) 11. 上腕コルセット 12. 前腕コルセット 13. その他 ()
	体幹装具支持部	部位 骨盤は、側彎矯正用装具のみに用いられる。 1. 頸椎 2. 胸椎 3. 腰椎 4. 仙腸 5. 骨盤
	種類	1. 熱可塑性樹脂モールド(支柱付き) 2. 熱可塑性樹脂モールド(支柱なし) 3. 熱可塑性樹脂モールド(ペルビックガード) 4. 皮革 5. その他 ()
	その他	1. ダイアルロック 2. ファンロック 3. 高さ調整 4. ターンバックル 5. 側彎矯正用装具付属品 6. その他
【記載上の留意事項】 1 選択肢がある場合は、該当する項目に○印(複数可)をつけ、()内には具体的内容を記入すること。 2 陰性モデルにより作成した陽性モデルを使用して製作する場合に限り採型とすること。		

施術等が含まれる。給付の適用は障害種別や傷病名だけでなく、その症例の病態によって個別に判定される。以下に、対象となる障害名・傷病名と代表的な更生医療の給付内容の例を示す。

ア 視覚障害について

- ・白内障（先天性、老人性、外傷性、糖尿病性）
→白内障手術（水晶体摘出術、摘出後の人工レンズ埋め込み術）、人工レンズ自体も含まれる
- ・角膜白斑（角膜混濁） → 角膜移植術、角膜点墨術、光学的虹彩切除術
- ・網膜剥離 → 網膜剥離手術（光凝固術）
- ・眼瞼内反症 → 内反症手術
- ・眼瞼外反症 → 外反症手術
- ・兔眼症 → 兔眼症手術
- ・瞳孔閉鎖症 → 光学的虹彩切除術、虹彩癒着剥離術
- ・眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術
- ・進行した開放隅角緑内障に対する手術

イ 聴覚障害について

- ・外耳性難聴（外耳道閉鎖等） → 外耳道形成術等
- ・慢性中耳炎 → 鼓室形成術、人工鼓膜、慢性の炎症に対する処置
変形癒着等に対する外科的処置
- ・鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術
- ・感音性難聴 → 人工内耳等
- ・鼓膜癒着、耳管閉塞 → 鼓膜剥離術、形成術、耳管開通処置

ウ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害について

(ア) 構音障害

- ・口蓋裂、兔唇等による音声機能障害、言語機能障害 → 口唇形成術、口蓋形成術
- ・外傷性または手術後に生じた構音障害 → 形成術
- ・その他、人工喉頭や食道発声訓練等

(イ) そしゃく機能障害

- ・唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害 → 歯科矯正治療

エ 肢体不自由について

(ア) 給付対象となる障害の状態と給付内容

- ・麻痺による障害 → 理学療法、作業療法、言語療法、装具療法
- ・関節拘縮、強直、変形 → 関節固定術、関節形成術、人工関節置換術、骨切り術、

理学療法

- ・不良切断端 → 義肢装着のための断端形成術、断端延長術

(イ) 給付対象となる疾患名

- ・変形性関節症そのもの
- ・慢性関節リウマチそのもの
- ・骨壊死性疾患そのもの
- ・代謝性疾患に基づく骨関節の変化
- ・外傷後の骨関節の変化
- ・骨関節の感染症後の変化

(ウ) 給付対象となる解剖学的部位別手術方法

- ・皮膚 → 皮膚弁移植術、皮膚弁作成術
- ・筋腱 → 腱縫合術、腱剥離術、腱切り術、腱延長術、腱形成術
- ・神経 → 神経剥離術、神経切除術、神経移植術
 - * 神経縫合術は急性期に行われるために、更生医療の適用外である
- ・骨 → 骨切り術、骨移植術
 - * 骨髄炎そのものに対する手術や骨折そのものに対する骨接合術は急性期に行われるために、更生医療の適用外である
- ・脊柱、脊髄 → 脊椎固定術、脊椎変形に対する手術
 - * ヘルニア摘出手術は疾病に対する治療であり、更生医療の適用外である
- ・関節 → 関節固定術、関節形成術、靭帯再建術（陳旧性の不安定性に対して）、人工関節置換術、骨切り術、関節内清掃術（陳旧性のもので、機能障害の原因になっている場合）、金属除去術
 - * 急性化膿性関節炎に対する関節切開や関節内清掃術、または新鮮外傷による半月板損傷・靭帯断裂等に対する手術は適用外である

オ じん臓機能障害について

(ア) 給付対象

- ・じん臓機能障害のうち、保存的治療では尿毒症状を改善することはできず、人工透析療法またはじん臓移植により症状が軽減または除去され、日常生活能力の回復が見込める場合

(イ) 給付範囲

- ・人工透析療法
- ・じん臓移植術及び抗免疫療法
 - * じん臓機能障害に対する人工透析療法、じん臓移植術及びそれに伴う医療に限られる

- * 人工透析者が旅行をする場合、特別再判定をする必要はない。
- * 医療機関を変更する場合、承認を受けた期間については再判定は必要ない。
- * 人工透析は長期にわたり継続するケースが多いので、通常給付期間を1年と判定しても差し支えない。

カ 心臓機能障害について

(ア) 給付対象

- ・手術及びそれに伴う治療を3か月程度行って、将来確実に日常生活能力の回復が見込まれる場合

(イ) 給付対象となる疾患名と主な手術方法

- ・心臓弁膜症 → 弁形成術、弁置換術、弁移植術、直視下交連切開術
- ・先天性心疾患 → 開心根治手術、欠損孔閉鎖術
- ・心筋梗塞、狭心症 → 大動脈冠動脈バイパス術
- ・洞不全症候群、完全房室ブロック → ペースメーカー植込み術、ペースメーカージェネレーター交換術

* 1 原則的には手術を前提としているので、内科的治療（例えば、術後長期にわたるジギタリス剤の投与等）は適用外である

* 2 術後の感染症にたいする薬物治療は適用となる

キ 小腸機能障害について

(ア) 給付対象

- ・小腸の大量切除または小腸の疾病による機能障害があつて、中心静脈栄養法により栄養維持の困難な状態が軽減または除去され、日常生活能力の回復が見込まれる場合

(イ) 給付範囲

- ・中心静脈カテーテル留置に関連した合併症に対する医療
 - * 中心静脈栄養法及びそれに伴う医療に限られる

ク 免疫機能障害について

(ア) 給付対象

- ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があつて、抗HIV剤の投与等により症状が軽減または除去され、日常生活能力の回復が見込まれる場合

(イ) 給付範囲

- ・抗HIV療法
- ・免疫調節療法

更生医療の給付について（平成5年3月30日厚生省社会・援護局長通知）

【更生医療運営要領】

身体障害者福祉法（以下「福祉法」という）に基づく更生医療の給付についての事務手続及び運営等については、法令及び別記通知によるほか本要領により行い、もって更生医療の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。

1 更生医療給付事務の委任

・・・省略・・・

2 更生医療の給付申請

市町村長（更生医療の給付の事務を委任された福祉事務所の長を含む。以下同じ。）は、所定の手続きによる申請を受理した場合は、備付けの更生医療申請受定」という。）を依頼するとともに、必要に応じ、申請者に期日を指示し更生相談所に来所させること。

なお、申請のあった者についてその資格を有しないと認められた場合には、「身体障害者福祉法施行細則準則について」に従って申請を却下すること。

3 更生医療の給付の判定

(1) 判定の依頼を受けた身体障害者更生相談所の長は申請者について判定を行い、判定書及び付属書類（医療費概算額の算定基礎）を作成し市町村長に送付すること。

なお、身体障害者更生相談所が行う巡回相談の際に判定を受けている者については、再度判定を行うことなく、巡回相談の際の判定結果を利用して差支えないこと。

(2) 判定は、申請者について、医学的、心理学的及び職能的に行うものであるが、特に医学的判定については、更生医療の給付の要否についての的確な判定を行うことは勿論、更生医療の給付を必要とすると認められた者については、医療を実施する部位、具体的な治療方針、入院、通院回数等の医療の具体的な見通し及び更生医療の給付によって軽減される障害の程度について具体的に行うとともに、給付に要する費用の概算額の算定を行うこと。

なお、更生医療の給付に要する費用の概算額の算定は、指定医療機関に委託して実施する医療の費用（食事療養の費用を除く。）についてのみ健康保険診療報酬点数表によって行い、食事療養の費用については、健康保険食事療養の費用額算定表によって行うものとする。また、老人保健法の対象者の更生医療の給付に要する費用の概算額の算定は、老人診療報酬点数表及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準によって行うものとする。

4 更生医療の給付の決定

(1) 市町村は、判定の結果更生医療の給付を必要と認められた申請者については、所定の調査書を作成し給付の決定を行い、更生医療券を交付すること。

また、判定の結果更生医療を必要としないと認められた者については前記の却下手続に準じて却下決定通知書を交付すること。

なお、給付の決定の際に指定医療機関に委託して実施する医療以外に移送等を必要とすると認められた者については、それらに要する費用額の算定を行った調査書を作成すること。

・・・省略・・・

(4) 更生医療券に記載する医療費概算額及び有効期限は、判定書及び調査書に基づき記入すること。

・・・省略・・・

5 更生医療の給付の実施

・・・省略・・・

6 指定医療機関における診療報酬の請求及び支払

・・・省略・・・

7 診療報酬の審査、決定及び支払

・・・省略・・・

8 指定医療機関に対する報告の請求及び検査

・・・省略・・・

9 施行期日

この通知は、平成5年4月1日から施行すること。

(6) 人工透析審査委員会

昭和61年厚生省社会局長通知によって「人工透析審査委員会設置事業」の実施要綱が示された。身体障害者の障害の重度化及び多様化に伴い、従来にも増して身体障害者更生相談所の業務の充実・強化を求めたものである。以下に実施要綱を示す。

身体障害者更生相談所の運営について（昭和61年5月1日、社更第89号）

【人工透析審査委員会設置事業】

1 目的

人工透析に関する更生医療の給付決定に伴う審査の適性を期するために身体障害者更生相談所に人工透析審査委員会（以下「審査委員会」という。）

を設置し、更生医療の要否を審査するとともに、更生医療指定機関に対する指導・検査の充実を図ろうとするものである。

2 審査委員会の構成及び身分

(1) 構成

審査委員会の委員は、身体障害者更生相談所長のほか、人工透析に精通した医師（大学附属病院、臨床研修指定病院又は、これらに準ずる病院の医師、県医師会の理事等）3人以上をもって構成するものとする。

(2) 身分

都道府県知事又は指定都市市長は、審査委員会委員を身体障害者更生相談所の嘱託医師として任命するものとする。

3 審査委員会の開催

審査委員会は、必要に応じ身体障害者更生相談所長が適宜開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、各委員の持ち回り審査で処理することができるものとする。（持ち回り分は次回の審査委員会で再審査する。）

4 審査内容

審査委員会の審査内容は次のとおりである。

(1) 人工透析を開始又は継続することの妥当性

(2) 人工透析を開始時期

5 審査の対象者

(1) 新たに人工透析を受けなければならなくなったため更生医療の給付を申請した者とする。

なお、現に健康保健法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、中途から更生医療の給付を申請した者を含むものとする。

(2) 更生医療により、透析療法を継続している者については、原則として年1回審査の対象とする。

6 申請処理手続

(1) 市町村長は、人工透析の申請があった場合、速やかに次の書類を添付して、身体障害者更生相談所に提出し、更生医療の要否の判定を受けなければならない。

ア 更生医療審査（判定）依頼書

イ 病状の現症及び診療の経過を明らかにできる書類（様式は、審査委員会の意見により定めたものとする。）

(2) 市町村長は、審査委員会の判定を経なければ、事前に更生医療の給付を

決定してはならないこととする。ただし、緊急に人工透析を必要とする者については、事後判定で差し支えないものとする。

7 指導監査

都道府県知事及び指定都市市長は、管内の更生医療指定医療機関に対し、「更生医療指定医療機関指導監査要綱」（平成5年3月30日社援更第89号社会・援護局長通知「更生医療の給付について」別添）に基づき、指導監査班の編成に当たっては必要に応じ審査委員会委員を参加させるものとする。

6 補装具判定

(1) 補装具給付の意義

身体障害者のリハビリテーションの重要な柱の一つである代償能力の獲得は、身体の一部の欠損や機能障害による能力低下を他の方法で代行しようとするもので、その手段の一つとして補装具が使用される。補装具とは「身体の一部の欠損または身体の一部の機能を補完・代償し、日常生活または職業の能率の向上を図るための用具として法で定められたもの」と定義できる。補装具と同様の機能を持った用具であっても法に定められていなければ、補装具として給付できない。補装具の種目等は、法の規定に基づく「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」で定め、告示されている。

【身体障害者福祉法】

第20条 市町村は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第1項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行い、又は市町村が自ら行うものとする。

補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和48年6月16日、厚生省告示第171号）

1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第20条第1項の規定による補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人工喉頭、車いす、電動車いす、歩行器、頭部保護帽、収尿器、ストマ用装具及び歩行補助つえとし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が交付する補装具については、別表の規定にかかわらず、身体障害者更生相談所の判定に基づき当該市町村が定めるものとする。

2 前項ただし書の補装具は、次に掲げるものに限る。

一 別表の1の（5）のストマ用装具の項に定める基本構造以外の基本構造を有する蓄便袋又は蓄尿袋

二 補装具の種目（ストマ用装具を除く。）に該当し、かつ、別表の規定によらないもの（以下略）

【補装具給付事務取扱指針】

第1 基本的事項

1 補装具給付の目的について

(1) 補装具は、身体障害者及び身体障害児（以下「身体障害者・児」という、）の失われた身体機能を補完又は代償する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として給付されるものである。

このため、補装具の交付に当たっては、身体障害者及び身体障害児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うこと。

（以下略）

補装具は、喪失した機能を代替して障害者の能力を最大限まで向上させ、社会復帰、社会参加を図る重要な手段であり、補装具の適合性如何が障害者の社会復帰、社会参加を大きく左右することとなるので、適正な補装具を給付しなければならない。

以下、身体障害者更生相談所の補装具給付判定に関する実務的な事項について記していく。

(2) 補装具と身体障害者更生相談所

補装具の給付判定は身体障害者更生相談所に課せられた最も重要な任務の一つである。補装具給付判定は、高度な専門的知識や技術を必要とし、個人の自由意志による契約になじまないことから支援費制度に移行しなかったものとする。

補装具は身体の状態、職業、生活環境等の諸条件を考慮して給付される。身体障害者更生相談所の職員は、主治医の意見や市町村担当者の意見を追認するのではなく、新たな観点に立って調査や評価をしなければならない。調査や評価の結果、申請者が希望している補装具にとどまらず、他の福祉用具が必要になることもある。補装具の処方は、身体障害者更生相談所の医療スタッフによる障害状態の調査と評価、身体障害者福祉司やケースワーカー等の社会的状況（生活のバックグラウンド）の調査と評価によってなされる。例えば、障害のレベルがシューホン型の短下肢装具の適用であっても、生活圏に砂利道や坂道が多い場合、屋内はシューホン型、屋外は歩行の安定を図るため両側支柱付の短下肢装具（靴付き）が処方されることもある。また、荒天下の船上で作業をする

聴覚障害者に対しては、高波で補聴器が外れて流されないよう挿耳形の補聴器が処方されることもある。

昨今、申請者の便宜性を優先して身体障害者更生相談所の直接判定が必要な補装具の種目でも補装具給付意見書に基づく文書判定に安易にしがちであるが、適正な補装具給付を担保する上で問題もある。補装具に関する身体障害者更生相談所の業務は、単に判定業務にとどまらず、装着訓練と、市町村職員、更生援護施設の職員、補装具製作者等に対する研修等があるが、補装具判定に係る専門職は、豊富な臨床経験を積まなければ実践に即した実効性のある指導訓練や研修等はできない。

(3) 補装具と治療用装具

近年、早期リハビリテーションの立場から、治療の段階で装具が必要であるとして医療機関で処方される機会が非常に多くなっているが、時に「補装具（更生用補装具）」として申請されることもあるので、「治療用装具」と「更生用装具」との判別が重要となってくる。補装具や治療用装具給付の根拠となる法、その目的、給付内容をまとめて表1-3に示す。

表1-3 補装具と治療用装具の違い

事 項	補 装 具	治 療 用 装 具
1 関係法	1 身体障害者福祉法 2 児童福祉法 3 戦傷病者特別援護法 4 厚生年金保険法 5 船員保険法 6 労働者災害補償保険法 7 国家公務員災害補償法 8 地方公務員災害補償法	1 国民健康保険法 2 健康保険法 3 老人保健法 4 船員保険法 5 私立学校教職員共済法 6 国家公務員共済組合法 7 地方公務員等共済組合法 8 労働者災害補償保険法 9 国家公務員災害補償法 10 地方公務員災害補償法 11 生活保護法
2 目的	症状固定後の日常生活および職業生活上の利便の向上	治療段階における症状の回復および改善
3 給付内容	概ね身体障害者福祉法に準じているが各制度ごとに多少異なる。	療養費払いにより、次のものが給付される。 コルセット、ギブス床、義手、義足（含む練習用仮義足）、補助器、義眼、踏装具、サポーター、副子、保護帽子

治療用装具としての特別な形状の義肢、装具があるわけではない。同じ形状の義肢、装具であるが、その使用目的によって給付制度の違いがでてくる。治療上必要となる装具や義肢等が「治療用装具」であり、日常生活や職業上に必要となる義肢、装具等が「更生用補装具」である。

補装具は治療の手段として一時的に利用されることがある。この場合は治療用装具とみなされ身体障害者福祉法による給付の対象とはならない。骨折や術後の治療に使用される固定や免荷用装具、病巣安静のための固定装具、痛みのある時のみしか使用されない体幹装具等がこれにあたる。切断術後に行われる練習用仮義足、脳血管障害や脊髄損傷等の歩行訓練に使用する下肢装具、眼球摘出後に眼窩の保護のために必要となる義眼等は治療用装具として給付される。また、長期に使用する場合であっても、変形予防の装具、変形の矯正で就寝時のみに使用する装具、障害固定後も機能維持訓練として訓練場面のみで使用される装具は、治療用装具となる。

生活能率の向上を図るために永続的に使用する更生用の義肢・装具、車いす、補聴器、眼鏡等の補装具が身体障害者福祉法の給付対象となる。

(4) 補装具と福祉用具

平成5年に成立した福祉用具の研究開発および普及の促進に関する法律（略称、福祉用具法）で、「福祉用具とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう」と定義されている。つまり、福祉用具とは、「疾病や事故または高齢等のため心身の機能が低下した者の自立を図る用具、生活の利便を図る用具、治療訓練を行う用具、介護者の労力を軽減する用具等の総称である」と言える。福祉用具の範囲は、日常生活用具、自助具、介護用具、治療訓練用具、補装具等をも含んだ幅広いものとなっている。次に、福祉用具に含まれる主な製品を表1-4に挙げる。

補装具と自助具はいずれも自立を図り生活の質を向上させる用具であり、補装具が喪失した機能そのものを代替し、さまざまな動作・行為を可能とする用具に対して、自助具は喪失した一部の機能を補完・代替し、限定された特定の一部の動作・行為を可能とする用具である。例えば、能動義手は装着することにより、書字やトラクターの運転等さまざまな動作・行為が可能となるが、自助具である靴下装着エイドは、靴下の装着だけが可能となる用具である。日常生活用具は、生活の利便を図り生活の質を向上させる用具である。治療訓練用具は、医療機関において医師の指示のもとに使用される医療用器具ではなく、生命維持のために気管に詰まった痰を吸引するような家庭でも使用可能な医療的な用具である。

表1-4

福祉用具に含まれる主な製品

分類	主な製品
治療訓練用具	ネブライザー、電気式たん吸引器、透析液加温器、円座、クッション、特殊マット、平行棒、立位保持具、電子血圧計、おむつセンサー
義肢・装具	体幹装具、上肢装具、下肢装具、義手、義足、靴型装具、義眼、義乳房
パーソナルケア 関連用具	頭部保護帽、収尿器、ストマ用装具、紙おむつ、洗腸用具、特殊尿器、便器、特殊便器、浴槽、盲人用体温計、盲人用時計、盲人用体重計、入浴補助具、靴下装着エイド、電動歯ブラシ
移動機器	歩行補助つえ、歩行器、車いす、電動車いす、盲人安全杖、体位変換器、入浴担架、移動用リフト、歩行時間延長信号器用小型送信器、視覚障害者用コンパス、視覚障害者用地図
家事用具	電磁調理器、上肢障害者用箸・フォーク・スプーン等
家具・建具、建 築設備	座位保持装置、訓練いす、特殊寝台、訓練用ベット、歩行支援用具、居宅生活支援補助用具、介護テーブル、オーバーテーブル
コミュニケーション 関連用具	補聴器、人工喉頭、弱視眼鏡、点字器、パーソナルコンピューター、重度障害者意思伝達装置、携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置、ファックス、聴覚障害者用屋内信号装置、文字放送デコーダー、点字ディスプレイ、盲人用電卓、盲人用テープレコーダー、点字タイプライター、視覚障害者用拡大読書器、火災警報機、福祉電話、老人用電話
操作用具	盲人用タイムスイッチ、酸素ボンベ運搬車、リーチャー、環境制御装置
環境改善機器	盲人用秤、消臭器、空気清浄器
レクリエーション 用具	心身機能の低下者用に工夫された玩具、ゲーム用具、スポーツ用具、楽器、手芸用具、園芸用具
その他	伸縮ホータイ 除菌・消毒マスク
注	テクノエド協会福祉と用具分類コード95（CCTA95）による また、法に定めている「日常生活用具」は種目を記載している

補装具を除いた福祉用具の一部は、社会福祉施策の公的給付制度として身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法の規定により、在宅の重度の身体障害児(者)、重度の知的障害児(者)または、要援護高齢者及び一人暮らしの高齢者に対して日常生活用具給付等の事業として、給付又は貸与される。日常生活用具給付等事業はすでに述べたように四法律の規定によるものであるが、児童福祉法と知的障害者福祉法の規定が統合され、実際的には、「重度身体障害者日常生活用具給付等事業」、「重度障害児・者日常生活用具給付等事業」、「老人日常生活用具給付等事業」によりなされている。重度の身体障害児は、年齢が18歳になると「重度身体障害者日常生活用具給付等事業」への移行となる。給付・貸与品目は、告示で定められているものであるが、生活の利便を図る用具の他、障害児の場合は、訓練用具も含まれている。

なお、日常生活用具給付等事業は、市町村が実施主体である。日常生活用具の種目については、巻末資料を参照していただきたい。

(5) 補装具の種類と適応

補装具は、申請者の医学的、社会的側面を総合的に判断して決められる。義肢、装具、座位保持装置、車いす等は、医学的、社会的状況に応じさまざまな部品や材質が用いられるが、ここでは、主として障害の状態により適応となる補装具の種目・種類等について述べる。障害の状態と対応する補装具の種目・種類、適応例の概要は、表1-5のとおりである。

(6) 補装具の申請から給付までの手順

補装具の交付（修理）は市町村に申請する。給付されるまでの手順は次のとおりである。

- ア 給付を希望する身体障害者は、市町村へ補装具交付（修理）申請書を提出する。
- イ 申請を受理した市町村は、身体障害者更生相談所の判定が必要とされる補装具の新規交付であるとき、又は再交付、修理で医学的判定が必要と認められる場合に身体障害者更生相談所に交付の要否、処方について判定を求める。この際、市町村は判定依頼書を身体障害者更生相談所に提出する。判定依頼を受けた身体障害者更生相談所は、来所、巡回相談等により補装具の要否及び処方について判定を行い、その結果を市町村へ判定書として送付する。
- ウ 判定書の送付を受けた市町村は、補装具の給付の決定をし、補装具製作者に交付委託通知書で製作を委託し、併せて負担額等必要事項を記載した補装具交付（修理）券を申請者に発行する。

補装具名	対象となる障害	障害の状態	種類	適応例
義肢	上肢機能障害 下肢機能障害	上肢が切断された状態 上肢が欠損した状態（先天性）	義手	<p>装飾用は、外観の復元を主体にしたもので、全ての切断者に適応となる。作業用は、農耕、山林作業や工業関係の重作業に適するように作られたもので、これらの作業をする者等に適応となる。能動式は手先部分が随意に開閉するもので、握み動作が可能となる。反対側の上肢が健全である場合、健全肢の方で代償するため能動義手は両上肢の手掌部がない者以外、必要性は低下する。</p>
			肩義手	<p>肩甲胸郭切断、肩関節の離断、上腕の複短端切断者が適応となる。切断肢の機能が用廃し義手の装着による機能の改善は希薄であるため、多くは装飾用が必要とされる。重量や外観の点から骨格構造義手が適当である。まれに使用目的により能動式、作業用が必要となる。</p> <p>（このスペースにイラストが写真を貼付け、理解しやすいものにした）</p>
			上腕義手	<p>上腕切断者が適応となる。切断肢の残存機能が少ないことにより義手装着による機能の改善は希薄である。このため、多くは装飾用が必要とされる。重量や外観の点から骨格構造義手が適当である。まれに使用目的により能動式、作業用が必要とされる。</p>
			肘義手	<p>肘関節離断者や肘関節近位での切断者が適応となる。切断肢の残存機能がそれほど多くはないため、多くは装飾用が必要とされる。骨格構造はない。まれに使用目的により能動式、作業用が必要とされる。</p>
			前腕義手	<p>前腕切断者が適応となる。切断部位的に切断肢の残存機能が多く、義手装着により作業が容易になりやすいため、装飾用に加えて作業用も多く必要とされる。使用目的により、まれに能動式が処方される。骨格構造義手は外見上のメリットはあるが、重量的には股構造との違いはあまりない。</p>
			手義手	<p>手関節離断、又は手根骨部を残した手部の切断者が適応となる。多くは装飾用で、使用目的によりまれに作業用が処方される。なお、手義手には骨格構造のものはない。</p>
			手指義手	<p>一部の指の残存した手根部の切断者が適応となる。多くは装飾用で、使用目的によりまれに作業用が必要となる。なお、手指義手には、骨格構造のもの及び能動式のものはない。</p>
			手指義手	<p>基節骨を残した指の切断者が適応となる。多くは装飾用で、まれに使用目的により作業用が必要となる。なお、手指義手には、骨格構造のもの及び能動式のものはない。</p>
義足	下肢が切断された状態 下肢が欠損した状態（先天性）	義足	<p>作業用とは農耕作業、その他の重作業に適する義足であり、具体的には鉄脚やドリル用足部を取り付けた義足で極めてまれにしか必要とされない。常用とは作業用以外のもので、重作業以外を行う職業や日常生活に使用する義足である。</p>	
		股義足	<p>股関節離断、股関節近位の切断者が適応となる。ソケットの違いから普通型とカナデアン式がある。普通型は主として受皿式ソケットが用いられる。受皿式ソケットは洋皿形の浅いソケットで義足の懸垂や体重支持の面であまり効果的ではないため、長年この型を使用して他の形式に変更できない者が適応となる。新規の切断者には義足を懸垂しやすく骨盤を包み込む形式のソケットであるカナデアン式が適応となる。カナデアン式には骨格構造と股構造があるが、外観や重量の面から骨格構造が適当である。</p>	
		大腿義足	<p>大腿切断者が適応となる。ソケットの形式は差込式と吸着式がある。差込式は肩吊帯等の懸垂装置が必要となるが、吸着式は陰圧を利用して懸垂するため特別な場合を除き懸垂装置が不要となる。差込式は、長年差込式を使用して他の形式に変更できない者が適応となる。新規の切断者は、主に吸着式が適応となる。しかし、断端部に癩痕があったり、筋の萎縮が著しく、骨の突出があるなど、十分な陰圧を利用できない者については、差込式の適応となる。外観や重量の面から骨格構造が適当である。作業用があるが、常用が使用されることが多い。</p>	
		膝義足	<p>膝関節離断、膝関節近位の切断者が適応となる。基本的にソケットは差込式である。外観的な面からは、骨格構造が適当である。作業用があるが、常用が使用されることが多い。</p>	
下腿義足	<p>下腿切断者が適応となる。ソケットの形式としては、差込式、P T B式、P T S式、K B M式がある。差込式は長年差込式を使用して他の形式に変更できない者が適応となり、新規の切断者については、ほとんど適応とならない。しかし、断端の体重支持部に癩痕のある者や重作業をする者、複短端の者については、新規の切断者でも適応となる。P T B式は多くの下腿切断者が適応となるが、膝関節の安定性に問題がある者や、短断端には不適である。P T S式は、短断端や膝関節の安定性に問題がある者に適している。K B M式は、短断端には適さないが膝関節の安定性のない者に適している。この義足の骨格構造は外見上のメリットはあるが、重量的には、股構造との違いはあまりない。作業用があるが、常用が使用されることが多い。</p>			

				サイム義足	サイム切断、足関節離断等の者が適応となる。下端部に骨の既盛があるため、装着できるようにソケットの一部に窓を開けている有窓式である。「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」(昭和48年6月16日厚生省告示第171号)では、下腿義足に含まれる。骨格構造もあるが、外観、重量とも股構造との違いはない。作業用があるが、常用が使用されることが多い。
				果義足	ピロゴフ切断、ポイド切断等、踵の下から踵にかけての切断者が適応となる。断端が長いので完成用部品の足部は使用できないため、軟性発泡樹脂で個別に成形された足部を使用する。なお、果義足には、骨格構造のもの及び作業用のものはない。
				足根中足義足	ショパール切断、リスフラン切断等、踵から前足部にかけての切断者が適応になる。形式としては網板式と足袋式がある。なお、足根中足義足には、骨格構造のもの及び作業用のものはない。
				足指義足	足指切断者が適応となる。なお、足指義足には、骨格構造のもの及び作業用のものはない。
装具	上肢機能障害	上肢に筋力低下や変形拘縮等がある状態	上肢装具	肩装具	ポリオ、靭帯損傷等で筋力の低下や変形が生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となる。支持を要する関節により種類が決定される。
				肘装具	
				手背屈装具	脳血管障害、神経損傷等で手関節に挛縮拘縮がある者等が適応となる。
				長対立装具	脳血管障害、慢性関節リウマチ等で母指での対立動作が困難な者が適応となる。手関節の安定性が高い場合には短対立装具が使用され、安定性が低い場合に長対立装具が使用される。
				短対立装具	
				把持装具	頸髄損傷等で手指の筋力に高度の低下がある者で、把持装具の使用によって把持(つまみ)動作が可能になる者等が適応となる。
				MP屈曲装具	脳血管障害、慢性関節リウマチ等でII~V指のMP関節の運動性が低い者等が適応となる。MP関節の動作を補助する方向により種類が決定される。
				MP伸展装具	
				指装具	靭帯損傷、慢性関節リウマチ等により、指関節関節の筋力低下や変形が生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等に適応する。
	BFO	頸髄損傷、筋萎縮性側索硬化症等により上肢筋力に高度の低下が見られ、BFOの使用によって食事等の目的動作が可能になる者等が適応となる。			
	下肢機能障害	下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態	下肢装具	股装具	股関節の安定性が不良で、運動制限しなければならぬ者等が適応となる。
				長下肢装具	ポリオ、脊髄損傷等で下肢による支持性をほとんどなくした者等が適応となる。
				膝装具	膝関節の動揺、膝反張のある者等が適応となる。
				短下肢装具	脳血管障害、ポリオ、脊髄損傷等で足関節の支持性が低下している者等が適応となる。
				ツイスター	下肢に内旋又は外旋がある者あるいは歩行時に内旋又は外旋が出現する者等が適応となる。
				足底装具	脳性麻痺などで足部に変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり下肢のアライメントが不良の者等が適応となる。
				靴型装具	脳性麻痺による足部の変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり下肢のアライメントが不良の者、リウマチによる疼痛がある者等が適応となる。
	体幹機能障害	体幹に筋力低下や変形拘縮があり、座位又は歩行が困難な状態	体幹装具	頸椎装具	カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者等が適応となる。固定、支持を必要とする部位に合わせて種類が決定される。
胸椎装具					
腰椎装具					
仙腸装具					
側弯矯正装具				脊柱に側弯変形がある者等が適応となる。	
備考					
座位保持装置	体幹機能障害	自力での座位又は長時間の座位が困難な状態	(種類はない)	脳性麻痺、筋ジストロフィー等により体幹筋力の低下や体幹変形が著しい者等が適応となる。	
車いす	下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害	歩行不能な状態 歩行可能だが、耐久性に欠ける状態	車いすは、基本的な構造の違いにより体系的に背もたれの角度が変えられるリクライニング式と、背もたれの角度が変えられない非リクライニング式に分けられる。リクライニング式は体幹の支持性の低下等により背もたれの角度を変えなければ座位保持が困難な者が適応となり、非リクライニング式はそれ以外の者が適応となる。 また、基本的な製作行程の違いにより、レディメイドとオーダーメイドに分けられる。レディメイドとは、メーカーにより標準化され既成のサイズの部品を組み立てて製作するものであり、オーダーメイドとは、障害の状態や体型、生活環境等により既成のサイズの部品では適合しない場合に、特定の個人に適合するように部品のサイズを変えて個別に新たに製作するものである。		
			普通型	両上肢又は片上下肢で駆動できる者が適応となる。座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。	
			手動リフト式普通型	非リフト式車いすへの乗降が困難な者で手動リフト式普通型の使用により乗降が自力で可能となる者、又は車いすへの乗降が自力で可能であるが、座席を昇降することにより、日常生活動作・職業生活動作等の改善が図られる者等が適応となる。基本的な構造として、リクライニング式はない。	

			前方大車輪型	肩関節等に運動制限、筋力低下等があり、普通型では充分な駆動力が得られない者が適応となる。座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。
			片手駆動型	片上肢・両下肢機能障害で、片上肢でしか駆動できない者が適応となる。片手駆動型では、座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。レバー駆動型には、基本的構造として、リクライニング式はない。
			レバー駆動型	
			手押し型	上肢での駆動が不能な者、又は下肢でしか駆動できない者が適応となる。座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。
備考：付属品としてクッション、フローテーションパット、円座（特殊な空気室構造のもの）があり、知覚障害のレベル等によりそれぞれのものが適応となる。また、座位姿勢を良好に保つためにクッションが必要となることもある。				
電動車いす	上肢機能障害 下肢機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害	歩行が不能又は困難で、かつ手動式車いすの駆動が不能又は困難な状態（地理的環境を含む）	普通型 手動兼用型（切替式） 手動兼用型（アシスト式） 電動リフト式普通型 電動リクライニング式普通型	手動式車いすの駆動が困難であるが、電動車いすの操作は自力で可能な者が適応となる。なお、時速4.5キロメートルのものと、時速6キロメートルのものがある。 手動式車いすの駆動は両上肢や片上下肢で可能であるが、長距離や不整地等で手動式車いすの駆動が困難な者が適応となる。 手動式車いすの駆動は両上肢で可能であるが、長距離や不整地等で手動式車いすの駆動が困難な者が適応となる。 手動リフト式普通型車いすへの乗降が困難な者で、電動リフト式普通型の使用により自力で乗降が可能と可能となる者が適応となる。 頸髄損傷等で低血圧性発作を起こしやすい者、又はリウマチ性の障害等により四肢や体幹に著大な運動障害があって座位を長時間保持できない者が適応となる。
備考：付属品としてクッション、フローテーションパット、円座（特殊な空気室構造のもの）があり、知覚障害のレベル等によりそれぞれのものが適応となる。また、座位姿勢を良好に保つためにクッションが必要となることもある。				
頭部保護帽	下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害	起立・歩行時に頻りに転倒する状態	レディメイド オーダーメイド	起立・歩行時に転倒し頭部外傷の危険性がある者等が適応となる。既製品で対応可能な者についてはレディメイドが適応となり、既製品では対応できない者がオーダーメイドの適応となる。
歩行器	下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害	歩行障害があり、支持が必要な状態	四輪型（腰掛つき） 四輪型（腰掛なし） 三輪型 二輪型 固定型 交互型	把持能力の不充分な者が適応となる。立位耐久性が著しく低い者には腰掛つきが適応となる。段差がある環境では使用困難である。 把持能力の比較的良好な者が適応となる。段差がある環境では使用困難である。 歩行器を持ち上げて歩行できるだけの上肢機能とバランス能力のある者が適応となる。
歩行補助つえ	下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害	歩行障害があり、支持が必要な状態	つえ 松葉つえ カナディアン・クラッチ ロフストランド・クラッチ 多点杖	軽度のバランス能力の低下が認められ、握力は比較的良好に保たれた者が適応となる。 歩行が障害され、膝下支持を必要とする者が適応となる。 歩行が障害され、肘伸筋力も低下した者が適応となる。 軽度のバランス能力低下が認められ、握力が低下している者が適応となる。 歩行が高度に障害された者が適応となる。
盲人安全杖	視覚障害	視力の低下、視野狭窄がある状態	普通用 携帯用	視力の低下や視野狭窄により、盲人安全杖がなければ歩行の安全を図れない者が適応となる。棒杖のつえ（直杖）で耐久性、伝達性に優れた普通用と、折りたたみ式やスライド式等の特殊機構をもつ携帯用とがある。生活状況や使用目的により、種類が決定される。
義眼	視覚障害	無眼球や眼球萎縮又は角膜に白斑がある状態	普通義眼 特殊義眼 コンタクト義眼	無眼球や、眼球萎縮のために義眼を必要とする者等で、眼高の状態が普通義眼（既製品）に適合する者が適応となる。 無眼球や、眼球萎縮のために義眼を必要とする者等で、眼高の状態が普通義眼（既製品）に適合しない者が適応となる。 角膜に白斑や変形があり視力の向上が期待できない者、眼球萎縮がありコンタクト義眼を必要とする者等が適応となる。
眼鏡	視覚障害	視力の低下、視野狭窄がある状態	矯正眼鏡 コンタクトレンズ 弱視眼鏡 遠光眼鏡 色めがね	屈折異常や、無水晶体眼等により視力低下があり、矯正眼鏡にて視力が改善される者が適応となる。 強度の屈折異常や角膜白斑等による視力の低下があり、コンタクトレンズにて視力が改善される者が適応となる。 矯正眼鏡、コンタクトレンズを使用しても矯正ができない場合に、物体を拡大して見る必要のある者が適応となる。掛けめがね式と焦点調節式とがある。掛けめがね式は主に近用として使用され、遠用の適応は少ない。焦点調節式は、望遠鏡型で主に遠用に使用される。倍率は一般的に2倍であるが、3倍以上の高倍率のものもある。高倍率は、職業、教育等に必要となる者が適応となる。 網膜色素変性症で暗明やコントラストの喪失を緩和する必要のある者が適応となる。 眼部の変形や外見上の理由により必要とする者が適応となる。
点字器	視覚障害	視力の低下、視野狭窄がある状態	標準型 携帯型	視力の低下や視野狭窄により、文字の読み書きが困難になっている者が適応となる。標準型（32マス18行）と携帯型（32マス4行）がある。点字習得の状態や生活状況、使用目的により、種類が決定される。
補聴器	聴覚障害者	会話や音の聴取が困難な状態	気導型 標準型箱形	補聴器により会話あるいは音の聴取が可能で、箱形を希望する者が適応となる。なお、装着耳の聴力レベルが90デシベル以上の者、